

# ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 〈予算関連〉

## 背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

### ①公共交通事業者等における課題

例1)車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。  
例2)交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)



○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

### ②国民における課題

例)車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。



○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※<sup>1</sup>を受け、**市町村、学校教育※<sup>2</sup>等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※<sup>1</sup> 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※<sup>2</sup> 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

## 法律の概要

※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対する**ソフト基準※適合義務の創設**(※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からの**ハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設**
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の**情報提供を促進**

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「**心のバリアフリー**」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、**作成経費を補助**(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

#### 【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)**を追加

# 心のバリアフリーの推進について

## 1 教育啓発特定事業について

教育啓発特定事業は、バリアフリー法2条で以下のとおり定義されています。

▶ 市町村又は施設設置管理者が実施する次に掲げる事業

① 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

例) 学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（車いす体験等）の開催

② 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（①に掲げる事業を除く）

例) ・ 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催

・ 優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等

## 2 心のバリアフリーに関する事例について

(1) バリアフリー基本構想（道路局企画課）

これまでの基本構想では、心のバリアフリーに関する事業は「その他の事業」として位置づけ、実施しました。

例) 視覚障害者誘導用ブロック上に自転車が駐輪されている  
→自転車利用マナー向上の啓発活動の実施

(2) 福祉のまちづくり啓発（健康福祉局福祉保健課）

主に小学校4年生を対象に、身近なバリアフリーを学び、日頃の生活・行動に生かしてもらうことを目的として、福祉のまちづくりパンフレットを作成・配布しています。



### (3) 福祉のまちづくり研修（健康福祉局福祉保健課）

福祉のまちづくり研修は、まちづくりの企画・設計を担当する職員を対象に、視覚障害者とのフィールドワークや車いす体験、障害当事者の講話を通じて、高齢者や障害者等の立場を知り、そこから得た気づきの視点を日頃の業務に生かしていくことを目的として実施しています。



### (4) 心のバリアフリーノート（文部科学省）

心のバリアフリーノートは、様々な心身の特性や考え方をもつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、小学校、中学校、高等学校での教育活動に活用できるよう文部科学省が作成した学習資料です。

資料は文部科学省のホームページからダウンロードできます。





#### (5) 共生社会ホストタウン事業（市民局オリンピック・パラリンピック推進課）

「共生社会ホストタウン」は、パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向け、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーの取組を実施する自治体を、内閣官房が登録する制度です。横浜市は令和元年12月に登録されています。

この取組の1つとして、東京2020大会において競技会場や聖火リレーのルートにもなっている関内や赤レンガ倉庫周辺の「バリアフリーマップ」の作成を予定しており、そのためのまちあるきを12月13日（日）に実施しました。当日は、横浜のこどもたちが心のバリアフリーについて学んだ後に実際にまちを歩き、バリアフリーに関する情報を収集しました。

（協力：NTTクラリティ株式会社、NPO法人ミニシティ・プラス）

